

# 国労東日本

港区新橋5-15-5  
交通ビル  
国鉄労組東日本本部  
発行責任者 佐藤勝雄  
編集責任者 伊藤隆夫

No.607 定価 20円  
2004年  
3月5日

もう一人の仲間を国労に  
**国労加入を**  
大胆に訴えよう

## 全ての闘いを組織強化・拡大へ!! 仕事総点検運動など当面する闘争方針確立!

国労東日本本部は、二月九日、交通ビルにて第二十一回拡大委員会を開催し、新たな局面を迎えた国鉄闘争の情勢認識の一致から、①採用差別事件の解決を求める闘い ②四春闘に向けた闘い ③反合理化・労働条件改善の闘い ④組織拡大の闘い、など当面する運動の展開について意思統一をはかった。



九時三十分、藤野副委員長長の司会挨拶で始まった拡大委員会には、二十八人中二十五人の出席代議員を確認し成立を宣言。議長には斉藤（東京）、副議長には相笠（東京）の両委員を選出し議事に入った。

まず始めに挨拶にたった佐藤委員長は冒頭、国労の団結問題にふれ「組織の機能を取り戻し、組合民主主義を守りえる団結体を再構築していかなければならない。」と述べ、①イラク派兵問題 ②JR東日本の異常な労務政策転換を求める闘い ③仕事総点検運動から四春闘勝利に向けた闘いについて ④採用差別の政治解決について（詳細別掲）からなる挨拶を行った。

続いて来賓挨拶に移り、海渡顧問弁護士からは、「最高裁判決を読んで特に少数意見を読んでいただきたい。深沢・島田はJRに責任ありと言っている。三対二で負けたが少数意見のほうが正しい。今後JRに人道的責任を求めるときにも活用できるものである。」とILO勧告もますます重要になる。六月の理事会で再度取り上げてくれると思うが、その時までに国内で何とか政治解決の糸口を掴み、全てILOに頼るのではなく、国内での解決の動きをつくらなければならない。「皆さんの職場は鉄道輸送の安全の根幹に関わる業務がたくさんある。仕事の身をさちんと点検していくという方針は、非常に正しく推進して欲しい方針である。不採用事件の判決と合わせ、職場の総点検運動を車の両輪として解決に向けて奮闘する年にするために弁護団も奮闘したい。」と挨拶された。

続いて挨拶にたった、本部吉田書記長は、「最高判決で、われわれの上告が棄却されたが、この判決をもって闘いを終わりにすることは出来ない。国労の組織として、この問題については解決まで責任を持って闘っていく。中央委員会では、三つの重要な点について議論いただいた。①最高裁判決を受けて国労は新たな局面に立たされたという認識一致の問題。②今後新たな闘いをどう取り組んでいくか。③闘いを進めるに当たって、どのような組織闘争態勢をとって行くのか。」「国労にとって厳しい局面、情勢を迎えている。しかし、これを乗り越えていく以外に国労が生きていく道はない。私も皆さんの先頭に立って闘う。」と訴えた。

委員会は、佐々木婦人部長の祝電紹介の後、伊藤書記長より大会以降の経過報告及び当面する闘争方針（案）についての一括提案、山根法対部長より協定・協約の締結提案をそれぞれから受け議事に入った。

討論は、午前四人、午後十三名の計十七名の委員から発言（別掲）があり、これをふまえた書記長集約は「①採用差別問題 ②四春闘について ③反合理化・労働条件改善について ④組織強化・拡大について ⑤参議院選挙闘争について」（詳細別掲）にふれ、当面する闘争方針を含め各提案について一括採択承認された。引き続き、特別決議・委員会宣言の提案採択へと移り、佐藤委員長長の力強い団結ガンバローで、拡大委員会は散会した。

- 来賓 ●
- 東日本弁護団 海渡 雄一
- 全交運共済生協 宮坂 義久
- 東日本事業本部 後藤 寿
- 国鉄労働会館 吉田 進
- 国労本部 高嶋 昭一
- メッセージ ●
- 東日本弁護団 福田 護
- 全交運共済生協東日本 高嶋 昭一
- 事業本部東北支所 高嶋 昭一

### ● 委員長挨拶 佐藤 勝雄

国労機関役員が分裂や大量脱退の許しがたい行動に走っているが、国労の団結を再構築しなければならぬ。そのためには私を含む組合専従役員員の自覚が問われており、専従役員は組合員を守ることに死力を尽くすことを強く求めたい。

JR東日本の異常な労使関係は、「JR東日本の恥部」として厳しい世論の批判を浴びた。その頂点が浦和電車区「退職強要事件」であり、JR東日本経営陣の責任と倫理観が厳しく問われている。また異常な労務政策を支えた昇進試験制度の矛盾は安全安定輸送に重大な危機をもたらした。これまた社会的信用を失墜させている。歪んだ労務政策により仕事も満足に出来ない管理者が作り出され、今日見られる各種の輸送障害事故を引き起こしている。一月二十八日、東京都労委は「新橋昇進差別事件」と「指導車掌差別事件」で国労全面勝利の救済命令を交付した。私たちの目的は「命令を勝ち誇ること」でも「社会的にJR東日本を糾弾する」事でもなく、公正な制度運用の実現にある。国労東日本本部は、会社に対して「不公平感」を払拭する努力を強く求めたい。

会社と組合は立場こそ違え健全な会社の発展と社員・家族の幸福を求めることは共通の課題である。安全安定輸送と利用者のサービス、それに寄せられる信頼こそが会社発展の土台である。信頼を失うことは一瞬であり、信頼の確立には長い年月が必要である。これを自戒として「救済命令」を期に全面一括和解に向けたテーブル設置と「労使関係の正常化」を強く求めることとする。

十二月十七日、国土交通省から保安監査の結果を受けての「通達」がJR東日本に出された。原因は「個人によるミスではなく組織的・構造的な問題」があったとしている。行き過ぎた業務委託や効率化は利用者からの信頼を失い結果として会社の健全な発展を阻害する。満足な教育・訓練もなく、過重な責任だけを押しつけられる現実は改善されなければならぬ。そのため、今委員会提起する「仕事総点検運動」を通じ、労働条件に深くかかわる「経営や仕事」のあり方に現場の声を反映させ、労使対等の関係をつくり上げていく。

昨年十二月二十二日の最高裁判決は「JRに法的責任は及ばない」ことを明確にした。新たな情勢の中での闘いとなるが、国労東日本本部は本部の方針を受けとめ不当労働行為の責任追及の闘いを放棄するつもりはない。しかし最高裁判決は良くも悪くも一つの節目でもあることも確かである。この機会に人道的・道義的観点からJR各社、その中でも筆頭格であるJR東日本は率先して雇用確保に前向きに取り組みすることを強く求めるものである。

# 最高裁判決 上告棄却

〔厚沢・東京〕

最高裁判決、上告棄却という内容に強い怒りを覚える。JRに不当労働行為の責任がないとすれば、誰に責任があるのか。今後は政府による解決を求める運動が重要。大事なことは国労内の団結強化である。支部においては、座り込みなど大衆行動を意思統一。各機関の支援を要請する。山手線を中心にMv30が導入、会社の言うサービスとは反対に窓口は混雑し、利用者の苦情も受け労働者が大変な実情。こうした状況から作業ミスが増大し、重い処分や退職強要を行っている職場も。会社のやりすぎには法的手段を含めて申し入れを。

〔江刺家・仙台〕

車両メンテナンス近代化第三期をめぐる闘い、今後は地方交渉になるが、組合員に対する不利益・差別的に行われることは明らか。交渉だけで整理させてはならない。次に来るものがあるという立場で、合理化に伴う組合員の苦痛について本部が引き続き最大限の取り組みをされるよう強く要望する。

賃金を銀振りにしなければならぬとする本部の状況については理解できるが、仙総所では会社がこの件で組合員をさまざまな点で圧迫し、悪乗りしていることは見逃せない。会社に申し入れ今後このようなことがないように！

〔清水・千葉〕  
設備メンテナンスから三年、この間諸問題に対して支社を介した団交開催を求めてきた。JRの仕事はJRで行

うことを基本に、ぜひ見直し交渉に取り組んでいただきたい。また、組合員が出向に行っている会社には労働者を人間らしく扱うことを基本に改善を申し入れて欲しい。

〔菊池・水戸〕

出向会社における労働条件改善には、地方も力を入れていくが、支社との交渉を通じて改善を求めていくのが現状で、なかなか前に進まない。本部としても出向会社との交渉などを強化し、併せて、出向に出されていてもJRの協約が適用されるよう制度改正強化を！

二四協定については地方委員会において意見集約することを確認。本部においても今後の事務手続きなど具体的な考え方を明らかに！

昇進差別が続く中数名の仲間が脱退した。国労嫌悪の労務政策が続けられ、組織拡大の取り組みが思うように進まない中で、諦めの気持が広がっていることは否定できない。合理化による劣悪な労働条件が創られ、解決方法を自己解決に求めさせている環境にも責任はある。今一度組織強化拡大に向けた取り組みが求められている。

〔北條・高崎〕

メンテナンス合理化、一巡目が終わるといえる段階。鉄道

の安全・安定輸送を守る上で技術継承を今の若い人たちにどうつないでいくのか？地方で提起はしている。本部本社間でも議論を。また、期限の関係で三年というのが一定の契約として発令行為がされ、帰りたい人については、きちんと帰す道筋をいさらし、メンテナンス関係もそうだが、原則線閉を引いた以降労働条件が非常に悪くなっている。地方で言えば、原則線閉などやらなくても作業は出来る。線区別な特情も含めた検証、提起をお願いしたい。メンテナンステ二年が経過して行っている仲間から出てくる声は、パートナー会社の労働条件も悪いが、その下請け、孫受けの労働条件は、本当に牛馬のごとく扱われている。関連労働者を含めた労働条件の向上をしっかりとやるべき。春闘、組合員の声に依拠した運動、貨物の意もくんだ戦術配置を！

〔長田・東京〕

設備メンテナンス合理化も約二年が過ぎたが、いまだに出向者の入った交渉は開催されていない。教育関係についても、当初は中身によつては国労排除だったが仕事は回らなく最近では会議・講習に行くようになった。出向期間もあと一年になり、会社が行う個人面談だけに頼るのでなく、戻ろうとしている組合員がどう思っているのか調査活動を行い、問題解決に向けた環境作りをいさらしに新幹線には、確認業務に出向者もいる。昨年十一月に満了となったが一年間の延長をした、この人たちの扱いも忘れないように。



〔西尾・東京〕

神奈川の昇進差別事件は、一昨年の三月に地労委から完全勝利命令を勝ち取り、現在中労委が闘いの最大の場。証言では国労敵視と差別の実態

を明らかに。この取り組みを通じて、これまで出向や労働強化の中で組合員がなかなか集まりきれなかったが、昇進事件の証人を支えるというところで分会の団結が深まった。引き続き、職場の調査活動をこまめにやり、昇進差別の証拠として提出できるように奮闘していく。

〔小林・盛岡〕

最高裁判決は予想されていたとはいえ、全組合員が強い憤りを感じている。現在組織内の集会和支援組織を含めた集会を開催し、新たな局面の闘いで一日も早い勝利を目指し意思統一をされている。同時に、アルバの再建も重要。地本として、具体的な目標を設定し取り組み、もう少しで完了のところまで来ている。

盛岡客車区昇進差別事件の中労委の審問が始まる。究極の差別事件は組織拡大に大きな足かせとなつていく。何としても勝利して拡大につなげる必要がある。

〔大平・新潟〕

春闘、貨物の格差をこれ以上広げることなく、縮める闘いを。貨物総行動だけではなくストライキを含む闘いを、中央戦術委員会をお願いする。

〔高山・秋田〕

ILO団体署名、地本全体で二五七団体を獲得している。統一した課題に対しての努力と成果を報告して欲しい。また、闘争団の生活体制強化に向けての討議資料作成されるよう求めたい。また、地方自治体の決議要請と、JRの地方切り捨ての合理化案について結合して取り組んでいる。国労が地方自治体決議を求める行動は主体的に地域へ積極的に働きかける中で獲得されてきた。困難性はあるががんばる。



〔森・東京〕

「団結なくして解決なし」で、支援共闘も含め運動を大切にしていく。国の責任・政治の責任追及する取り組みを系統的に、メリハリ付け取り組みが必要がある。同時に、JRに対するアプローチも積極的にやり、その運動の集点として訴訟問題を位置付けることが必要。信越線、今年三月からCTC化が実施。初の冬季で、予想どおりポイント不転による大幅なダイヤの混乱が頻りに発生している。利用者からは、欠陥商品・不良商品を販売して平然としていると指摘も受けている。

〔小野・東京〕

車両メンテナンス第三期について、地方交渉の中で年度内整理が出来なかつたものは、新年度引き続き交渉が出来るよう、本部・本社間での整理をいまた、地方の権限外である回答のものは、再度本社交渉出来るように取り計らいを。

〔富沢・長野〕

最高裁判決以降、本部方針に基づき意思統一。自治体決議・五本、団体署名、百五十を現在集約している。

春闘、少数であっても必要などときには会社や社会に対して毅然とした姿勢を示すことが必要。ストライキの設定を強く求める。

新橋駅昇進差別事件で都労委命令が出されたことは、私たちに大きな展望を与えてくれた。

〔富沢・長野〕

最高裁判決以降、本部方針に基づき意思統一。自治体決議・五本、団体署名、百五十を現在集約している。

地本青年部は現在九人、これを何とか一人でも多く増やしたいと考えているが、組合員の高齢化は避けられない。今後、旅客・貨物問わずに、子会社化・外注委託という状況がますます拡大、子会社や出向先にも国労の組織をどう作っていくのか検討を！

貨物会社の賃金抑制攻撃の中、国労はストライキを配置して闘う決意が必要！

〔岡田・東京〕

再雇用制度問題、支部では二十一人が対象、一二名が受験。一回目は、四名しか採用されない低い合格率。二回目、八名全員が試験を受け三名が合格。結果、五名の方が再雇用も決まらぬまま退職を迎えている。しかし、調査してみると、現場によって対応の違いがあることもはっきりしてきた。四月から今度は面接が始まる。ぜひこの問題、強い申し入れと取り組みを！

〔森・東京〕

常磐線アトス化、支社における団交が実施日の前日とい

う非常識なやり方。通常時の仕事のやり方だとか、異常時の問題など、会社から説明されていらない部分も多くあり、不安がいっぱいのまま実施を迎えようとしている。

問題は、この命令をどれだけ職場の闘いに生かせるか。

〔富沢・長野〕

最高裁判決以降、本部方針に基づき意思統一。自治体決議・五本、団体署名、百五十を現在集約している。

地本青年部は現在九人、これを何とか一人でも多く増やしたいと考えているが、組合員の高齢化は避けられない。今後、旅客・貨物問わずに、子会社化・外注委託という状況がますます拡大、子会社や出向先にも国労の組織をどう作っていくのか検討を！

貨物会社の賃金抑制攻撃の中、国労はストライキを配置して闘う決意が必要！

〔岡田・東京〕

再雇用制度問題、支部では二十一人が対象、一二名が受験。一回目は、四名しか採用されない低い合格率。二回目、八名全員が試験を受け三名が合格。結果、五名の方が再雇用も決まらぬまま退職を迎えている。しかし、調査してみると、現場によって対応の違いがあることもはっきりしてきた。四月から今度は面接が始まる。ぜひこの問題、強い申し入れと取り組みを！

〔森・東京〕

常磐線アトス化、支社における団交が実施日の前日とい

各地域に入って署名を取り組み、区議会に提出。要求に対して説明を求められる状況。  
**〈安田・千葉〉**  
 人減らし合理化・効率化に歯止め、要員増につなげようと、基発三三九、五・二三指針を武器に、ただ働き解消に向けた攻めの運動。交渉を継続し、改善回答を確認してきた。

駅職場における非常に厳格な始業時刻、そして非常に暖

## 書記長集約答弁

### 各委員からの質問要請に対して

▼組織の組合員資格の議論は、本部の規約に関わる問題になる。ただ、業務拡大・委託ということも踏まえながら、安全安定という意味で下請け・孫受けの実態が、いかにひどいのかという視点に立つて議論を進めていく。

▼原則線路閉鎖問題については、「設備メンテの見直し交渉」を近々交渉に入りますので、その場を活用しながら工務協と相談をして進める。

▼アルパの問題については、この間役員の選出含めて体制の見直しを図ってきた。引き続きご協力をお願いする。

▼昇進事件の支援体制については、運動の重要な柱と考える。お互いに支え合う体制を確立したい。

残留したいという希望から国労を泣く泣く脱退して行った報告も。  
 また、支部の合理化対策会議では一人勤務問題などを議論。ある駅では、所属組合を超えて現場長に申し入れ、一歩前進の報告もされている。  
**〈小松山・仙台〉**  
 一月に支部大会開催。保技セでは、直轄には甘くパートナー会社には厳しい実態。また、出向の切り替え時期で、

## 伊藤 秀樹

題について、現場の違い。現場長の取り組みの姿勢というものが今明らかになった。今後、具体的指導させるなどの取り組みを強めたい。

▼三三九問題は、東日本として冊子化の方向で進んでいきたい。ご協力をお願いする。

集約  
 一つは鉄建訴訟問題。第百七十四回中央委員会の中で集約されている中身である。新たな局面を迎えて、最大の政治解決を図りながら進め、結果として新たな訴訟を取り組まざるを得ないとするならば、弁護団とも相談の上進める。議論として、一部鉄建訴訟との関係について触れられているが、本部の集約に基づいて国労の統一と団結を守るようお願いします。

二つは春闘について。生要求については否定しない。これは、マーケットバスケットという議論の中から生要求を作り上げてきた歴史と経過がある。国労は引き続き生活実態調査を行いながら「声」を

いる。  
**〈倉林・高崎〉**  
 最高裁判決、読めば読むほど鉄建公団訴訟を闘っていくことが重要。このままだったらと、路線問題を言い争っていたら相手からもばかにされ、組織の草刈場と化してしまふ危険性さえある。争議の解決を最優先に考えないとまとまらない。

関いの要求根拠にしながらも、片方には「取れない要求をしてどうなるのだ」という議論もあり、相対的に今の経済状況・われわれ労働者側の状況・経団連の状況を踏まえながら、国労としては一万円という要求を、中央委員会決定を踏まえて意志統一をお願いしたい。多くの方からストライキについて、特に貨物を含めた差額問題などのご意見については真摯に受け止め、中央戦術委員会に臨みたい。

三つには反合理化労働条件改善の闘いについて。前段申し上げたいのは、闘いの基本は、安全安定輸送と技術の向上、利用者のサービス向上に向けた安全に仕事出来る環境作り、ここを当面する合理化事案に対する運動のスタンスで進めたい。そして、貨物の三月ダイヤ「改正」はあまりにも短い一月二十九日提案である。このような状況で果たして十分な交渉が出来るかという点に対して、非常に残念ながら会社に不信感を強

めざるを得ない。この場を借りて強く抗議をしたい。もう一つは、安全問題。一月二十九日に中央線事故などの団体交渉を行った。会社は配線ミスを明らかにしながら、業務改善命令に対して対策委員会報告することが明らかにされた。問題は多くの職場で同様の事故やインシデントが見つかっていること。しかし、職場には社員の声を傾ける。改善する姿勢はなく、一部の労働組合との労務施策で取り除く姿勢。国労東日本は、アクシデントの前のインシデントを鉄道に結集する労働組合として春闘と結合し、仕事現場検運動を具体的に取り組む。職場集会所をこの春闘時期に合わせて取り組み、自分の職場問題、ゆとりある作業・仕事が出来ない環境作りをお互いが確認し、組織の拡大をぜひも一つ一つの目として、要求の多数派から組織の多数派に向けたステップ運動をお願いしたい。もう一つのポイントは、普通車グリーン車掌廃止問題・車両メンテナンスの移行状態など、当面する大きなポイントは十月のダイヤ改正になる。委員会終了後、対策委

高崎商事では新たな事業展開に連日の超勤。交通建設では、月単位の労働時間オーバー。そして組織化を含めた運動の展開が重要。  
 中央線の事故から非常に安全問題が重要。国交省の通達や、最近の株値を見れば株主総会にきちんと取り組むべきときに来ている。検討を！  
 反戦平和の闘いと参議院選挙を、きちんと明確に方針出しては良いのか。

員会設置し系統を超えた問題点・安全性・サービスを中心にダイヤ「改正」に向かう体制作りを意志統一したい。  
 四つには組織強化拡大について。最高裁判決を受けて十七年に及ぶ闘争団・家族の思いは心を察するに余りあるものがある。特に裁判闘争の中でJR採用を求めてきただけに、その乖離は大きなものがある。しかし、現実はこの判決を受けて、この問題について、労使関係の改善は組織の拡大にある。闘争団の闘いと、組織強化拡大と、反合理化をぜひ一体に据えて運動をお願いする。

参議院選挙については、平和と民主主義をしっかりと認識し構えなければならぬ。片方で新たな局面として本部も政治解決の道を模索している。団結の強化と労使関係の改善を見据えた選挙という重要な選挙になることを確認し全力をあげる。  
 二四協定の取り扱いについては、二月四日に協定と覚書を締結した。その効力は四月一日からであり、組合員の皆さんのご理解とご協力をお願いしたい。

小泉内閣は、多くの国民の反対を無視してイラク特別措置法を強行成立させ、戦闘状態が続くイラクへの自衛隊派兵を強行した。  
 アメリカは「テロ国家と大量破壊兵器保有の危険」を煽って、イラクへの戦争を開始した。しかしながら、アメリカの捜索チーム責任者が「大量破壊兵器は事実上存在しなかった」と明言してイラクの脅威が否定され、「戦争の大義」はまさに根底から崩れようとしている。判断を誤って、米英両国によるイラク戦争を無条件に支持してきた小泉内閣と与党の責任は、極めて重いと云わざるを得ない。  
 そのうえイラクの状況は、ブッシュ大統領の「戦争終結宣言」後も泥沼化の様相を呈し、治安が一層悪化している。まさに自衛隊派兵は、海外派兵そのものの既成事実づくりの一つと言わざるを得ず、憲法違反そのものであり、断固糾弾するものである。

## イラク派兵反対！ 憲法改悪阻止！

### 平和と民主主義を守る特別決議

アメリカの「単独行動主義」は、いま世界的に批判的にさらされ、改めて、国連を中心とする復興支援の枠組み作りによるイラク国内の和解と融和を進めることが求められている。  
 小泉首相は自衛隊の派兵にあたり、憲法前文にある「国際社会での名誉ある地位を占める」ことにつながると繰り返し、「テロとの闘い」を旗印に任務拡大を内外に宣言してきた。そして、ミサイル防衛導入や武器輸出三原則見直しなどを次々に打ち出して対米追従に奔走し、「平和憲法」の理念を根底から破壊しようとしている。  
 憲法調査会の設置から四年が経過し、自民党は政権公約で「二〇〇五年をめどに、党としての憲法改正案をまとめる」ことを公然と掲げてきた。この動きは、憲法九条を改悪して自衛隊を正式に軍隊として認めさせ、公然と武器を持つ海外派兵できる体制を作り上げることには他ならない。  
 「世界大戦の反省のもとに作り上げられた『平和憲法』は、『武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄する』と定めている。そして、全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有することも確認し、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓っている。『平和憲法』は全世界に広められることが求められているのであって、改悪されることには断固反対する。

私たちは、平和憲法を踏みにじるこれらの策動に反対するとともに、教育基本法改悪、労働法制改悪反対等と結合し、平和と民主主義を守るために、参議院選挙をはじめとしたあらゆる闘いに全力をあげ、護憲勢力の前進に向け奮闘するものである。  
 右、決議する。  
 二〇〇四年二月九日  
 第二十一回拡大国鉄労働組合東日本本部委員会

### 組合差別のない正常な 労使関係を求める特別決議

一月二八日、東京都労働委員会は、国労新橋駅分会がJR東日本会社に対して組合所属を理由にした、昇進・昇格等の差別の是正を求めていた事件について、組合側の主張を認める救済命令を交付した。さらに、同委員会は、国労東京地本内の大宮、池袋、東京、品川、蒲田、三鷹、矢向の各車掌区分会がJR東日本会社に対して、指導車掌の指定にあたって国労組合員を差別しないよう求めていた事件についても、組合側の主張を認め、会社側の不当労働行為を断罪する救済命令を交付した。今回の二つの救済命令は、会社がJR東労組を優遇する一方、「国労を嫌悪して国労組織の弱体化を図るために国労及び組合員を差別的に取り扱ったことは、団結権を侵害する不当労働行為にあたる」と断じたものであり、極めて正当な命令である。

また、一昨年十一月以降、警視庁公安課による革マル派幹部を含む七人の東労組組合員の逮捕、JR職場内やJR東労組本部、幹部宅の強制捜査は、JR東労組と癒着関係にあるJR東日本会社の社会的信用を大きく失墜させた。この責任は、JR東労組への「革マル派の浸透」が関係当局から繰り返し警告されていたにもかかわらず、それを無視し、東労組を擁護・育成し、会社人事への介入を黙認してきた歴代JR東日本会社経営陣にある。

JR東日本は、このように昇進、配転、手当等あらゆる問題で、国労をはじめとしたJR東労組以外の組合とその組合員を徹底して差別し、不当労働行為の限りを尽くす一方、JR東労組を擁護してきた。その結果として、職場規律やモラルの低下を招き、公共交通機関の最大の使命である「安全・安定輸送」にも重大な影響をもたらしている。

今日、求められているのは、JR東日本会社自身が歪んだ労務政策を改め、正常かつ健全な労使関係を確立することである。私たちはこの間、JR東日本の異常な労務政策の実態の告発と転換を求めて行動を積み重ねてきた。こうした取り組みは、マスコミ・国会議員そして世論の変化を作り出してきた。

私たちは、JR東日本会社に対して、「安全・安定輸送」の確立からも放置出来ない異常な労務政策を一日も早く改め、社会的信用を回復することを求めるとともに、正常かつ健全な労使関係の確立に向け、全力を挙げる決意である。

二〇〇四年二月九日

第二十一回拡大国鉄労働組合東日本本部委員会

### 委員会宣言

私たち国労東日本本部は、本日、新橋、交通ビルにて、第二十一回拡大東日本本部委員会を開催し、定期大会以降、新たな局面に入った国鉄闘争などの情勢認識の一致から当面する闘争方針を確立した。とりわけ、私たちに与つての重要課題である採用差別事件は、昨年の十二月二十二日、最高裁から「不当判決」が言い渡された。この不当判決は、多くを言うまでもなく、国鉄からJRへの雇用関係の実態・不当労働行為から目をそらし、国鉄改革法の二十三条を形式的に解釈した判決である。さらに、五人の裁判官の内二人は、多数で決められた判決に真向から反論し、「国会審議を軽視し、国民の国会審議に対する信頼を損なうもの」と当時の国会審議などの経過を直視した正しい認識を示している。残念ながら、この不当判決により法的な手続きによる闘いは、今後厳しくなったことは否めないが、採用差別が行われた事実を消滅するものではない。国労組合員というだけで不採用になった闘争団員の平均年齢は五十二歳となり、この間、闘い半ばで二十六名の仲間が亡くなっている現実を見ると、解決には一刻の猶予も許されない。

私たちに今、求められていることは、先般開催された第七十四回拡大中央委員会決定に全組合員が団結し、一日も早い解決に向け、奮闘することである。

一方、JR職場は、「ニューフロンティア21」(東日本)、「ニューチャレンジ21」(貨物)による矢継ぎ早の合理化・効率化に対して多くの委員の発言にもあったように、大変厳しい労働実態になっている。こうした中で発生した、昨年九月の中央線線路切り替え工事での事故などに対して、十二月七日、国土交通省は、「個人によるミスではなく、組織的・構造的な問題があった」と、JR東日本に厳しく指摘し「改善命令」を発した。言うまでもなく、「安定・安全輸送、技術力の継承、利用者へのサービス向上」はJR会社に課せられた社会的責任である。

加えて、「JRの恥部」である東労組問題は、七名の役員逮捕以降、東労組本部事務所や角岸委員長・松崎会長をはじめ六十八箇所の家宅捜査にもおよんでいる。逮捕の直接的容疑は退職「強要罪」であり、この詳細については、現在、裁判の中で明らかにされつつあるが、この事件を頂点として公共交通機関の組合に極左暴力集団「革マル派」が深く浸透している問題が社会的に明らかにされ、会社経営陣の責任と倫理観が問われる結果となっている。

さらに、一月二十八日東京都労働委員会からは、「新橋昇進差別事件」「指導車掌差別事件」の国労全面勝利を勝ち取った。指導車掌事件では「国労を排除するためのハードル」、また、新橋昇進差別事件では、「能力の問題ではなく不当労働行為の意志の問題」と、両事件ともJR東日本を厳しく断罪し、直ちに救済を図ることを求めているのである。

今こそ会社は、私たちの「声」に真摯に耳を傾け、「異常な労使関係」を背景として押し進めてきた、行き過ぎた合理化などの根本問題にメスを入れる時期に来ている。

○四春闘は、国際競争力が声高に叫ばれ、徹底したコスト削減・リストラの嵐が依然として吹き荒れる情勢のもとで迎えた。

経団連は、二〇〇四年版「経営労働政策委員会報告」を発表し、「企業によっては、賃下げ・定昇廃止があってもいい」と、一段と踏み込んだ姿勢をとってきている。

私たち国労は、拡大中央委員会決定の「誰でも、どこでも、一万円以上の賃上げを」をふまえ、二月六日、JR各社に対して一斉申し入れを行った。今後、具体的な大衆行動が展開されるが、その柱は「仕事総点検運動」の実践から全ての闘いを「組織強化・拡大」へと集約することである。

同時に、イラクへの自衛隊派兵・憲法改悪の動きに見られる「平和と民主主義」を守る闘いや、年金問題など「社会保障制度の改悪」に反対する闘いと結合することが大切である。

当面する、○四春闘を「旅・貨」一体で闘いぬぎ、新たな局面を迎えた国鉄闘争の前進に向け、国労東日本本部に結集する全組合員は職場・地域から奮闘しよう！

二〇〇四年二月九日

第二十一回拡大国鉄労働組合東日本本部委員会



**僕のがん保険は、病気もケガも保障する。**

しかも保険料が生上がらない。保障が一生続く。がん保険を選ぶなら、アメリカンファミリーです。

**健康応援団 MAX**  
終身タイプ  
21世紀がん保険 特約MAX21

**がんの生涯保障 <21世紀がん保険>**

BESTプラン・1倍	ご本人の保障
初めて診断されたとき	100万円 (一時金として) がんの場合 上皮内癌生物の場合 10万円
入院したとき	1日につき 10,000円
手術を受けたとき	1回につき 20万円
高度先進医療を受けたとき	技術料に応じて 6~140万円
通院したとき	1日につき 5,000円
がんで死亡したとき	10万円

※保険期間：終身・契約年齢：満3歳~満80歳・解約払戻金0コース  
(引戻保険会社) 自信があります。私の医療保険。

**AFAC アメリカンファミリー生命**  
東京第三営業本部 第三支社 ☎03-3344-1889  
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

**がん以外の「病気・ケガ」の生涯保障 <特約MAX21終身タイプ>**

ケガの保障は30歳までとなります。ご本人の保障【本人型】

病気で入院したとき	1日につき 5,000円 (1日目から)
ケガで入院したとき	1日につき 5,000円 (1日目から)
がんを含む病気・ケガで 所定の手術を受けたとき	1回につき(手術の種類により) 5・10・20万円

※保険期間：終身(ケガの保障は90歳までとなります)・疾病・災害入院給付金日額5万円  
契約年齢：満3歳~満80歳(本人型)・1回の入院については124日まで保障 ※日帰り入院(1日入院)とは、入院日=退院日の入院で、入院料の支払いの有無で、入院であるかどうかが判定されます。  
◎詳細はパンフレット、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

■募集代理店  
**アベニール 株式会社**  
TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F  
AFN広告-2003-016-0402051 2月21日